団体の規約（会則）

（名称）

第１条　本団体の名称は、　　　　　　　　　　　　とする。

（活動場所）

第２条　主な活動場所は、さがみ湖リフレッシュセンターとする。

（目的）

第３条　本団体は、　　　　　　　　についての技術向上に努め、会員の自主・相互学習で知識を深め、会員相互の交流を図ることを目的とする。

（事業）

第４条　前条の目的を達成するため、　　　　　　　を継続的に行う。

（役員）

第５条　本団体に次の役員を置き、会員の互選により定める。

　１　会長　　人　　会を代表し、総括する。

　２　副会長　人　　会長を補佐し、運営にあたる。

　３　会計　　人　　会の出納その他の事務に従事する。

　４　監査　　人

（役員の任期）

第６条　役員の任期は　年とする。ただし、再任は妨げない。

（会費）

第７条　会費は、月額　　　　円とし、会計に納める。

（会計年度）

第８条　本会の会計年度は、毎年４月１日から翌年３月３１までとする。

（退会）

第９条　退会を希望するものは、会長に報告する。ただし、会費は報告のあった月までの分を収めるものとする。

（その他）

第１０条　この規約の定めるもののほか、会の運営について必要な事項は、別に定める。

附則

この規約（会則）は、　　年　月　日から実施する。